

大阪府歯科保険医療協会
大阪府浪速区幸町1-2-33表
電話(06)6568-7731(代表)
http://osk-net.org/
●定価・年間10,000円 月1,000円
●1977年5月23日第三種郵便物認可

レセプト
オンライン

民主『原則化』÷『義務化』

厚労省「省令」改正案は自公路線の踏襲

「民主党がいうレセプトオンライン請求の原則化とは、一部猶予付きの義務化で自公路線の踏襲」――長妻昭厚生労働大臣がレセプトオンライン請求義務化を定めた省令第111号の見直しを表明し、厚労省が10月9日付で公開した改正省令案によると、小規模・高齢などの理由でオンライン請求が困難な医療機関には配慮するものの、あくまで義務化を前提とする方針が示された。

見直しの中身は、①年間レセプト2000枚以下(医科は3600枚)、または、すべての常勤医師・歯科医師が2011年3月末時点(医科診療所は2010年3月末)で65歳以上である場合に限り除外する②電子レセプトに対応していないレセコンのリース期間、または減価償却期間(リース期間等)が終わるまでの間の医療機関について、オンライン請求義務を猶予する――などで、11月上旬から施行される予定である。

パブコメ181件を提出

厚労省は、この省令改正案についてのパブリックコメントを、10月23日

期限で募集した。これに対し協会は、10月理事会で声明「オンライン請求義務化の完全撤回を求め、義務化の完全撤回を求めている。」

(理事会声明) オンライン請求義務化の完全撤回を望む

長妻昭厚生労働大臣は、10月9日にレセプトオンライン請求義務化を定めた省令第111号を見直すことを表明した。見直しの中心は2点で①年間レセプト2000枚以下(医科は3600枚)②すべての常勤医師・歯科医師が2011年3月末時点(医科診療所は2010年3月末)で65歳以上である場合に限り、義務化から除外するというものである。

これは省令111号の「オンライン請求義務化」をそのまま実行し、一部の例外を認めただけにすぎない。現時点で民主政権は、長妻大臣が記者会見で「義務化を一部猶予する」と話したとおり、「義務化」の撤回はせず、開業医が請求方法を選択できる「手挙げ方式」も認めていない。まさに自公政権の「義務化」をそのまま引き継いだものである。

私たちがレセプトオンライン請求義務化撤回訴訟などを通じて提起した①患者のプライバシー・情報の自己決定権の侵害(憲法13条)②患者の生存権に直結した保険診療行為の可否を国会の議決なしに一片の省令で決めることの憲法違反(憲法22、25、41条)――の中身をいさかも改善するものにはなっていない。

医療は、経済上の効率化やいわゆる医療サービスの向上などの観点からのみ論じられるものではない。医療で最も大切にされなければならないのは、国民・患者と医師・歯科医師との信頼関係の確立、及び受療権、個人情報・自己決定権を含む患者さんの人権の最大限の尊重という観点である。レセプトオンライン義務化は、国民・患者の人権を踏みにじり国民医療を破壊するものと断じざるを得ない。

厚労省は10月10日からパブリックコメントを募集(10月23日締め切り)している。医療の真のIT化とオンライン請求による二元管理やレセプトの目的外利用とが混同されないよう、私たちは、今後も訴訟や国民・患者署名を通じてレセプト請求のオンライン化そのものの危険性を伝え、オンライン義務化の無条件完全撤回をめざすものである。

2009年10月17日

大阪府歯科保険医療協会第7回理事会

新規個別でも自主返還

返還要求には法的根拠なし

個別指導後の判定結果には、「概ね妥当」「経過観察」「要再指導」「要監査」の4通りがある(図1)。「経過観察」となる場合が最も多く、「診療内容及び診療報酬の請求に関して適正を欠く部分」が認められるものの、その程度が軽微で、診療担

個別指導の今

社保研究部

当事者の理解も十分得られており、かつ、改善が期待できると思料される」と記されている。今年4月以降に実施されている新規個別指導では、指導当日に不備があった項目について「自主返還」を求められるようになった。自主返還は、新規個別指導の対象月(2カ月分)が返還の対

第7回理事会

オンラインで理事会声明

保険でよい歯科医療連絡会結成へ

協会は第7回理事会を17日に開き、「オンライン請求義務化の完全撤回を望む」理事会声明を採択し、「完全撤回」を目指して会員・原告団に厚労省へのパブリックコメント提出を呼びかけることを決めた。

理事会声明は、「見直し」案は「請求義務化」をそのまま実行し、一部

第32回組合まつり

2900人のにぎわう



歯科機器販売などでにぎわう会場内=10月10日、マイドームおおさか

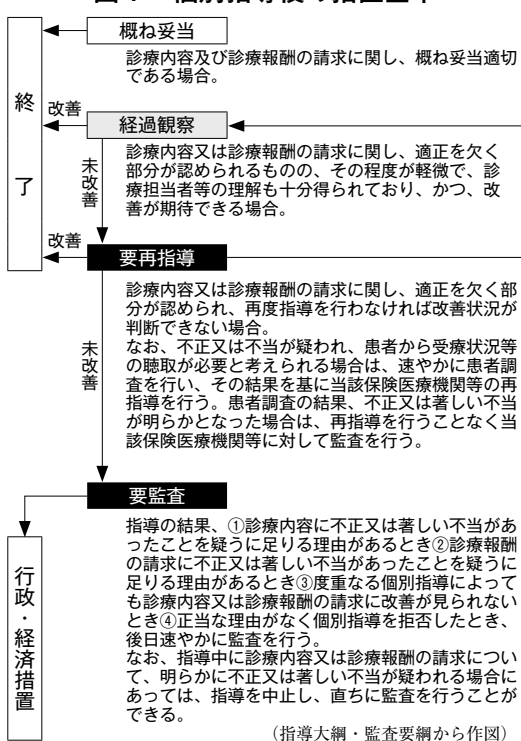
の例外を認めただけにすぎないとして、医療で最も大切な国民・患者と医師・歯科医師との信頼関係の確立、受療権、個人情報・自己決定権を含む患者の人権の最大限の尊重という観点から、裁判や署名運動などを通じて義務化の無条件完全撤回をめざすとしている。

診療報酬改善と患者負担軽減を目指す運動では、新政権が歯科診療報酬の改善の必要は認めつつも来年改定では入院への手当に重点を置いていくことから、3割の窓口負担軽減、義務教育修了までと高齢者は無料になることを求める「保険でよい歯科医療の実現を求める請願署名」を3万筆、歯科診療報酬10%以上引き上げなどを求める「会員署名」の開業医会員比6割を実現し、患者請願署名と会員署名を力にして国会と地元で国会議員への要請を強めることを決めた。

国会行動は特別国会開会から臨時国会開会前の40日間に3回実施、地元でも医科協会と共同で議員要請に取り組んでいる。

「保険でよい歯科医療を大阪連絡会」を早期に結成し、臨時国会終盤の11月末にも請願署名を携えて国会行動を予定している。

図1 個別指導後の措置基準



(指導大綱・監査要綱から作図)

象である。この不当な自主返還については、協会が毎年、大阪府と交渉する際には

撤回要請している。行政手続法第32条では「行政指導の内容があくまで相手方の任意の協力によ

ってのみ実現されるものであることに留意しなければならぬ」「行政指導に従わなかったことを

理由として、不利益な取扱いをしてはならない」とあり、返還要求は法的に根拠がない。

また、憲法第31条に「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」とある。法的には保険者と医療機関との民法上の争いであり、行政が介入・強要するのは越権かつ違法性を問われかねない。そこで行政は「自主返還」という形態をとり、経済上の措置を求めている。

(つづく)

各種相談室

専門家がおこたえします

法律相談

【日 時】11月2日(月)午後2時～4時
【相談者】河村武信 弁護士

税務相談

【日 時】11月18日(水)午後2時～4時
【相談者】西村博史 税理士

雇用相談

【日 時】11月19日(木)午後2時～4時
【相談者】堀口正二 社労士

相談料は無料、会場は保険医会館1Fです。

歯界

虫歯タイプの人には歯周病になり難く、その逆もよく知られている。原因菌群が異なるのだから当然と言える。ところで、歯周病と縁の遠い典型的な虫歯タイプには老弱男女とも虫歯が多く、例外は少ない。半世紀近く歯を診てきた私の個人的な経験によるのだが、それなら虫歯と一体どんな顔かとの反問も出てくる。

昔、D・H・ローレンスの「チャタレイ夫人の恋人」の邦訳で裁判になり有名になった伊藤整の「火の鳥」という小説の冒頭部に主人公の女優の顔貌の詳細な描写が出てくる。顔貌なんて小説家の関心事で医者や科学者の関心事でエビデンスだと言っならいい。世の中それ程単純でない。初めから因縁付けようと思いついて患者をさへ居るかもしれない時代である。不特定多数の患者の背後の精神状態を推理するには顔貌も役立つものである。それもまたいい。保険ルールやパソコンに気を取られて患者の顔も見ない現代医療の方が問題だ。